

学校長 様

上越市立直江津東中学校

\_\_\_\_年 \_\_\_\_組

生徒氏名 \_\_\_\_\_

## 療養解除届(インフルエンザ用)

上記の者は、インフルエンザにより加療等をしておりましたが、以下のとおり発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過しましたので本届を提出します。

発症日： \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

解熱した日： \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

登校開始日： \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

〈インフルエンザ出席停止期間照合表〉

	発症0日目	発症1日目	発症2日目	発症3日目	発症4日目	発症5日目	発症6日目	発症7日目	発症8日目	発症9日目	発症10日目
①発症日～ 日付記入	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
②解熱0日目を ○で囲む		解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目			登校可能				
			解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目		登校可能				
				解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目	登校可能				
					解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目	登校可能			
						解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目	登校可能		
							解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目	登校可能	

(日付を記入、解熱0日目を○で囲み、登校可能となる日を確認してください。)

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

保護者氏名 \_\_\_\_\_

### 保護者の方へ

・インフルエンザは学校保健安全法により、出席停止期間の基準が定められています。

【発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで】

この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。

<例1>12/1発症、12/4 解熱

12/7から登校可能

12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	
発症						
			0日目	1日目	2日目	
			解熱			

<例2>12/1発症、12/5解熱

12/8から登校可能

12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		
発症							
				0日目	1日目	2日目	
				解熱			

(ただし、医師が感染の恐れがないと認めたときは、この限りではありません。)

・本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入を求めないでください。

・療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。